項	技能訓練所			年矯正 感化教育		看;	子 所	少年觀護所			戒 治 所		
	新	月在	新		月在	新	月在	新	月	在	新	月在	月容受
_	入	~ ~	入		~ 1×	入	~ <i>*</i>	入			入	~ ~	○ 於 戒
目	所	ん 年	杉		`校 F	所	へ チ	所	年	所	所	 所 年	年戒治)治
	·	一 人			人		一人			人		一人	底分人
	人		人			人		人			人		暫所人
77.1	數	底 數	數		. 數	數	底 數	數		數.	數	底 數	收之數
<u>别</u> 107年	人 73	<u>人</u> 119	<u>人</u>	475	人 791	人 8,682	人 2,536	人 35	511	人 302	人 481	人 341	人
107年	64	133		473	662	8,164	2,374		143	303	397	272	-
109年	105	170		475	706	7,434	2,245		507	318	346	255	_
110年	132		-	362	636	6,707	2,255	2,7	742	316	2,208	932	-
2月	13	193		21	680	394	2,034		175	255	314	743	-
3月	11	199		44	702	622	2,040		270	280	559	1,227	-
4月	11	197		31	700	675	2,258		276	315	90	1,058	-
5月	9	200		29	712	401	2,100		135	237	80	482	-
6月	7	202		20	708	322	1,891		56	172	113	508	-
7月	7	197		13	677 622	489	1,902		210	267	104	595 500	-
8月	19	205		30	632	664	2,091		341	325	53 130	599 679	-
9月	21 9	220 217		26 35	636 632	712 616	2,288 2,275		287 238	352 359	130 171	678 745	-
10月 11月	12	219		33 31	615	662	2,275		238 267	359 361	186	843	-
11月	2	213	-	39	636	585	2,340		245	316	183	932	-
111年1-2月	_		_	71	599	979	2,027		115	276	290	1,021	
111平1-2月 較上年同期 ±%	-100.0	-100.0	-)	10.9	-11.9	2.2	-0.3		9.5	8.2	-46.2	37.4	-
1月	-		-	45	603	638	2,117	2	239	269	185	988	-
2月			-	26	599	341	2,027	1	176	276	105	1,021	/ / / / / :
項		成	年 勒	三勒 戒 處 所				少年勒戒處所				小年年	
,	新		實	/N /XE /	11	月在	新	實	7// 7/3	~ //I	月在		<u>用于权</u> 月在
	214			有傾	無傾	77 在	NA I	Γ	有傾	無 傾	1 11 TE	MAI	刀工
	入		際	,		~	入	際	,		~	入	
-			出	繼向	繼向	所		出	繼向	繼向) 所		校
目	所			移續以	續	年	所	所	移 續 以	續	年	校	年
	,		所	送	ப்	し 人	,	PI	送	山	_ 人	. ,	_ 人
	人		人	施戒	施出		人	人	施戒	施出			-
, <u> </u>	數		數	用治	用所	底數	數	數	用治	用所	底 數	_	底 數
別	人	- 001	人 5.140	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
107年		5,001	5,140	474	,		10	17				- 160	423
108年		3,784 3,674	3,859	383 339	3,475 2,864		2 7	2 5	1	. 1		- 121 2 127	375 335
109年		3,674 2,559	3,203 11,428	2,185	2,864 9,242		3	5	-			2 127 - 251	335 738
110年 2月	14	2, 339 775	519	2,185 314	205		3	1	•	· :		- 251	312
3月	1	1,037	858	557	301		-	1	-			- 15	312
3月 4月]	903	1,283	337 86	1,197		-	-	_		_	- 13	325
5月		901	784	76		,	_	_	-		_	- 7	327
6月		257	1,038	113	925		_	_	-		_	- 8	328
7月		845	309	101	208		_	_	_		_	- 9	328
8月	1	1,149	623	49	574		1	_	_		_	1 36	737
9月		1,509	1,138	128	1,010	,	-	1	-	. 1		- 28	739
10月		1,394	1,349	170	1,179		1	-	_		_	1 40	739
11月		1,569	1,395	184	1,211		-	1	_	. 1	[- 32	719
12月		1,469	1,664	184	1,479		_	-	-		_	- 42	738
111年1-2月		2,166	2,517	289	2,227		1	_	-		_	1 75	712
和111年1-2月 較上年同期±%		41.9	155.0	-46.2	394.9			-100.0	_	-100.0		- 226.1	128.2
1月		1,028	1,542	185	1,356		_		-		-	- 49	711
171		1 138	975			,	1					1 26	712

說明:1.110年12月10日司法院釋字第812號解釋宣告強制工作處分違憲,嗣後即無該類收容人。

975

1,138

2月

871

104

1,431

712

^{2.}勒戒處所實際出所人數含無繼續施用毒品傾向出所、有繼續施用毒品傾向移送戒治、裁定不付觀察勒戒或逾期不為裁定者。

^{3.}少年矯正學校明陽中學收容執行刑罰之學生(少年受刑人),誠正中學及110年8月1日由桃園少輔院、彰化少輔院改制之敦品、勵志中學收容受感化教育學生。